

## 「財務3表の様式」と「その他の論点」について 前回検討会での主な意見と対応

### 1. 「財務3表」について

#### (1) 資金収支計算書

意見	対応案
① 「資金収支組替表」という名称について、より適当なものに変更すべきである。	「活動区分別資金収支表」
② 「資金収支組替表」の「利息及び配当金の受取額」と「利息の支払額」が「教育研究事業活動」に含められているが「財務活動」の方が適切ではないか。	意見どおりに変更
③ 「施設設備利用料収入」の大科目が資金収支計算書では「資産運用収入」だが、事業活動計算書では「雑収入」になってるので整合性を取るべきではないか。	資金収支計算書の「資産運用収入」を「受取利息・配当金収入」に変更し、施設設備利用料収入は「雑収入」に入れる。

#### (2) 事業活動計算書

意見	対応案
① 「事業活動計算書」の繰越利益の部は「前年度繰越収支差額」からとすべきではないか。	意見どおりに変更
② 「現物寄付金」は資金ではなく備品等の物の寄付なので「特別収支の部」ではないか。	意見どおりに変更
③ 「消費支出準備金」は実務で使われているのを見ることがない。また、今回の改定案で収支均衡の考えも変更されるのだから廃止すべきではないか。	「消費支出準備金」は特定の会計年度の消費支出にあてるために留保する準備金であり、将来における消費収支の計画的な均衡を図るためのもの。  例えば特定の年度で多額な消費支出が計上されても、「特別収支の部」に計上され、「経常収支」の均衡には影響しないので、「消費支出準備金」は廃止する。
④ 「減価償却費」か「減価償却額」かどちらかに統一すべきではないか。	現行の「減価償却額」のままとする。

#### (3) 貸借対照表

意見	対応案
① 「第4号基本金引当特定資産」はその金額分資産運用が拘束されてしまい計上すべきではないのではないか。	第4号基本金の性質からして、対象資産をもつべきである。期中に持ち続ける必要はなく、期末に支払資金があればいい。
「第4号基本金引当特定資産」を積めない場合はどうすべきか。	積めない場合には法人に注記(事実と対応等)を求めるべきではないか。
② 貸借対照表に「ソフトウェア」、資金収支計算書に「ソフトウェア支出」を追加すべきではないか。	意見どおりに変更
③ 例えば「学校債」のように、流動資産と固定資産、流動負債と固定負債で同じ名称の勘定科目があるので、区別できるようにすべきではないか。	「短期学校債」と「長期学校債」、未払金・前受金・預り金も同様に長短区分する。  「有価証券(固定)」と「有価証券(流動)」に区分する。

## 2. 「その他の論点」について

### (1)減損会計

意見		対応案
①	「使わない」「使えない」に分けて考えるべきではないか。学校法人として継続的に保持しないという意味で「使わない」場合は基本金を取り崩すが資産はそのまま維持し、災害等で「使えなくなった」場合は取壊しや除却していなくても、資産から落とすべきではないか。(有姿除却)	意見どおりに変更
②	社会福祉法人は収益事業だけは、企業と同様の減損会計を適用している。	学校法人は収益事業部分は区分して企業会計基準によっているの、現状のままでよいのではないか。

### (2)金融商品会計

意見		対応案
①	企業でも売買目的以外は損益ではなく資本に計上しているのに対し、「社会福祉法人会計基準」では有価証券の評価損益を計上している。学校法人はそこまでしなくてもいいのではないか。	現行の取得原価主義を維持し、注記の充実で対応。
②	強制評価減のルールを明確にすべきではないか。例えば時価が50%未満になったら評価換え等	今後検討し、通知か実務指针对応を検討。
③	満期保有でも元本保証がない商品もあるので、資料の表現を工夫し、注記を充実すべきである。	主に売買目的でないものに表現を訂正し、商品種別等の注記を充実。

### (3)継続法人の前提

意見		対応案
①	継続法人の前提が崩れる兆候を法人側から注記でも事業報告でもよいが表明することに意義がある。	第4号基本金対応の引き当て特定資産が積めない場合に法人に注記(事実と対応等)を求めるべきではないか。

### (4)その他(H24.3.30「課題の整理」にない項目)

意見		対応案
①	合併会計	今後検討 (必要があれば通知か実務指针对応を検討)
②	賞与引当金	
③	外貨建て	